| | |
|---|---|
| 第７　機構委託クラウド事業者に係る事項<br>１　機構委託クラウド事業者の選定<br>機構は、原則として政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを提供することができる事業者を選定すること。<br>２　機構委託クラウド事業者との契約<br>⑴　調達仕様<br>機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者の選定基準を定めた上で調達仕様に含めること。<br>⑵　契約<br>機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者及びクラウドサービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容は契約に含めること。 | ［新設］ |
| 第８　その他<br>上記第２から第７までに規定するもののほか、機構及び機構委託クラウド事業者は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。 | 第７　その他<br>上記第２から第５までに規定するもののほか、機構は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

**○総務省告示第三百五十一号**

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十第三項第二号及び第三号の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百五十一号（地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年九月二十四日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 第１　用語の定義等<br>１　用語の定義<br>⑴　国税連携ネットワークシステム<br>市区町村サーバ、都道府県サーバ、地方税共同機構（以下「機構」という。）サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線（国税庁サーバと機構サーバを結ぶものを含む。）、プログラム等により構成されるシステムで、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第762条第１号に規定する行政機関の長が法第747条の４第１項又は第747条の５第１項の規定による特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときに通知すべきこととされている事項（以下「通知事項」という。）を機構サーバに送信し、機構が通知事項に係る通信の交換を行い、都道府県サーバ又は市区町村サーバに伝送し、都道府県知事又は市区町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下同じ。）が当該都道府県サーバ又は市区町村サーバに備えられた記憶媒体に通知事項を記録するもの | 第１　用語の定義等<br>１　用語の定義<br>⑴　国税連携ネットワークシステム<br>市区町村サーバ、都道府県サーバ、地方税共同機構（以下「機構」という。）サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線（国税庁サーバと機構サーバを結ぶものを含む。）、プログラム等により構成されるシステムで、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第762条第１号に規定する行政機関の長が法第747条の４第１項又は第747条の５第１項の規定による特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときに通知すべきこととされている事項（以下「通知事項」という。）を機構サーバに送信し、機構が通知事項に係る通信の交換を行い、都道府県サーバ又は市区町村サーバに伝送し、都道府県知事又は市区町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下同じ。）が当該都道府県サーバ又は市区町村サーバに備えられた記憶媒体に通知事項を記録するもの |